



第21回 天皇制に反対すると尾行される?!

—警視庁に警告—

人権擁護委員会委員 藤川 元 (35期)

1 はじめに

申立人X氏が天皇制に批判的な表現行為をしたことをきっかけとして警視庁の警察官数名が6ヶ月間にわたり、X氏を断続的に尾行し、X氏の表現の自由、思想・良心の自由、プライバシー権を侵害する事件が発生した。

2 事実

(1) X氏について

X氏は、都内〇〇市に妻子とともに在住する者であり、日本に天皇制があることに反対する旨の意見をもっていた。

(2) 本件尾行行為等に先立って、次の事実があった。

2013(平成25)年10月、X氏は国民体育大会が開催された会場から天皇后夫妻(当時。現在の上皇、上皇后)が車で帰路につく際、その沿道で、1人、平穏な態様で「もう来るな 〇〇市民」とマジックで書いた横断幕を掲げた(以下、「本件抗議活動」という)。

本件抗議活動は、天皇制に批判的な考えをもつX氏が自由な表現行為として行ったものであり、天皇后の帰途や警備活動を妨げるものではなかった。

ところが、X氏は、私服刑事に両腕を掴まれて待機を命じられ、取り囲まれ、その場に拘束されたほか、質問を浴びせられたり、非難等をされたりした。そして、ようやく20分以上のち解放された。

(3) 本件尾行行為等

① 本件抗議活動の後、警視庁所属の警察官ら少なくともAを中心とした5名は、職務活動として、2013(平成25)年10月11日から2014(平成26)年4月17日までの間、少なくとも21日にわたり1人又は数人によりX氏に対し尾行したり、つきまとうなどの行為をした。その態様は、遠くから

尾行・監視する場合もあれば、X氏が認識しうる形で申立人のすぐ近くに迫るなどして尾行・監視することもあった。また、X氏の行動を監視している旨告げたり、必要もないのにX氏の就業先をわざと訪ねたり、X氏やその家族である幼い娘の写真を撮影する等の行為を行った。

警視庁は、主として本件抗議活動への報復・いやがらせと、X氏に対し将来的に本件抗議活動のような反天皇制の表現活動をさせないために心理的圧迫を加えることを目的として公然とした尾行行為などをくり返し行ったと考えられる。

② Aらが警視庁の警察官であることが認定できたのは、Aが運転していた車両の原簿情報照会によって、その車両の所有者が警視庁、使用者が警視庁管内の警察署であることの裏付けがとれたことが大きい。

③ 警視庁は、当会からの事実照会に対し、事実上回答を拒否した。

(4) 当会は、本件尾行行為等がX氏の表現の自由などを侵害する重大な違法行為であると判断した。そこで、2023(令和5)年3月20日、警視庁に対し、人権侵害行為の重大性を十分に認識・反省した上で今後このような行為を行わないよう警告した。

3 警視庁が当会の警告を無視する場合に当会はどうすべきか

弁護士会は、警察による無法地帯、すなわち法の支配の空白地帯を許容してはならない。

そこで、当会として、警視庁に対して警告後にどのような改善策を講じたか照会をし、その回答いかんによっては会長声明を発するなどして警視庁に猛省を促すべきであり、こうした事実を社会に明らかにして警察改革の一端を担うべきである。